

# 死亡に伴う手続き一覧表

ご遺族の方へ

死亡に伴う手続きについて、お亡くなりになった方が下記の事項に該当する場合は、相談窓口にてお手続きが必要になります。詳しくは、担当課でご相談願います。

また、亡くなられた方の状況により、この他にもお手続きが必要になる場合があります。

その際は、各手続き先での相談をお願いいたします。

岩沼市役所 市民経済部 市民・税務課

チェック欄	手続き内容	相談窓口
<input type="checkbox"/>	<b>1 世帯主変更</b> 世帯主が亡くなられた場合、別の世帯員が世帯主となります。（二人世帯の場合は自動的に変更します）	市役所 2 階 市民・税務課 ☎0223-23-0589
<input type="checkbox"/>	<b>2 印鑑登録証の返納</b> 印鑑登録は亡くなられた時点で自動的に廃止になります。印鑑登録証（カード）を返納願います。	
<input type="checkbox"/>	<b>3 個人番号カード（マイナンバーカード）の返納</b> カードは使用できなくなります。 死亡に伴う各種手続き等が完了し、個人番号（マイナンバー）の確認が不要になりましたら返納願います。	

チェック欄	手続き内容	相談窓口
<input type="checkbox"/>	<p><b>4 年金を受給していた方</b></p> <p>年金の死亡届等の手続きが必要になります。          手続きは、国民年金・厚生年金・共済年金・          農業者年金等の各年金保険者で行っていただくこと          になります。必要な書類については、各年金保険者          にご相談ください。</p> <p><b>【お問合せ先】</b></p> <p>① 国民年金のみを受給していた方は、市役所          健康増進課で手続き可能です。</p> <p>② 厚生年金受給者の方は、年金事務所へ          ご相談ください。</p> <p>③ 共済年金受給者の方は、ご加入されていた          各共済組合へご相談ください。</p> <p>④ 農業者年金受給者の方は、市役所農業委員会          事務局または各農協へご相談ください。</p>	<p>市役所 3 階          健康増進課          ☎0223-23-0809</p> <p>日本年金機構          仙台南年金事務所          ☎022-246-5111</p> <p>市役所 3 階          農業委員会事務局          ☎0223-23-0712</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>5 年金を受給する前に亡くなられた方</b></p> <p>年金の加入状況や納付状況によって、死亡一時金、          寡婦年金、遺族年金が受け取れる場合があります。          詳しくは、年金事務所へご相談ください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>6 国民健康保険に加入していた方</b></p> <p>(1) 被保険者証等を返納願います。</p> <p><b>【必要なもの】</b></p> <p>① 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証          (お持ちであれば下記の書類もあわせてお願いします)</p> <p>② 高齢受給者証、国民健康保険限度額適用・          標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証</p> <p>(2) 葬儀を執り行った喪主の方に葬祭費の支給があり          ます。葬儀終了後、喪主の方が申請できます。          葬儀を行ってから2年経過すると、申請できなく          なりますのでご注意願います。</p>	<p>市役所 3 階          健康増進課          ☎0223-23-0809</p>

チェック欄	手続き内容	相談窓口
	<p>【必要なもの】</p> <p>① 会葬礼状、葬祭日程表など喪主氏名、葬祭日が確認できるもの</p> <p>② 喪主の方の通帳またはキャッシュカード</p> <p>③ 喪主の方の印鑑</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>7 後期高齢者医療制度に加入していた方</b></p> <p>(1) 被保険者証等を返納願います。</p> <p>【必要なもの】</p> <p>① 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 (お持ちであれば下記の書類もあわせてお願いします)</p> <p>② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証</p> <p>(2) 葬儀を執り行った喪主の方に葬祭費の支給があります。葬儀終了後、喪主の方が申請できます。葬儀を行ってから2年経過すると、申請できなくなりますのでご注意願います。</p> <p>【必要なもの】</p> <p>① 会葬礼状、葬祭日程表など喪主氏名、葬祭日が確認できるもの</p> <p>② 喪主の方の通帳またはキャッシュカード</p> <p>③ 喪主の方の印鑑</p>	<p>市役所 3 階 健康増進課 ☎0223-23-0809</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>8 医療費助成（子ども・母子・父子）を受給していた方</b></p> <p>受給者証を返納願います。</p> <p>《子ども医療費助成を受給していた保護者の方》 受給変更届が必要です。</p> <p>【必要なもの】 養育者名義の通帳</p> <p>《子ども医療費助成の対象児童の方》 受給者証を返納願います。</p>	<p>市役所 3 階 子ども福祉課 ☎0223-23-0529</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>9 医療費助成（母子・父子）の申請</b></p> <p>夫または妻が死亡し、18歳未満の児童を扶養している方は、担当課でご相談ください。 所得の状況に応じて対象となる場合があります。</p>	

チェック欄	手続き内容	相談窓口
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 0 児童手当</b></p> <p>《児童手当を受給していた方》 未払い分の児童手当を受給することができませんので、子ども名義または今後児童を養育する人名義の口座に振り込む手続きが必要となります。</p> <p>《児童手当の対象児童の方》 受給理由の消滅または減額改定の届けが必要となります。</p> <p>担当課までご相談ください。</p>	<p>市役所 3 階 子ども福祉課 ☎0223-23-0529</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 1 児童扶養手当</b></p> <p>《児童扶養手当を受給していた方》 未払い分の児童扶養手当を受給することができませんので、子ども名義の口座に振り込む手続きが必要となります。</p> <p>《児童扶養手当の対象児童の方》 受給理由の消滅または減額改定の届けが必要となります。</p> <p>担当課までご相談ください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 2 介護保険被保険者証について</b></p> <p>被保険者証を返納願います。 認定を受けていて、介護保険負担割合証をお持ちの方は、返納願います。</p>	<p>総合福祉センター (i プラザ) 介護福祉課 ☎0223-24-3016</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 3 介護保険の各種認定証等の交付を受けていた方</b></p> <p>認定証等を返納願います。 (介護保険負担限度額認定証、介護保険利用者負担免除証明書、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 4 介護保険高額介護サービス費の支給を受けていた方</b></p> <p>支給を受けている方で、ご本人名義の口座である場合には、振込口座を変更していただく必要があります。後日申請書を送付いたします。</p>	

チェック欄	手続き内容	相談窓口
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 5 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</b> 返納願います。 返納届の提出が必要となります。</p>	<p>市役所 3 階 社会福祉課 ☎0223-23-0509</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 6 心身障害者医療費助成を受給していた方</b> 受給者証を返納願います。また、未支給分の医療費がある場合、相続人に支給されます。 担当課までご相談ください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 7 特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた方</b> 資格喪失届の提出が必要です。また、未支給分の手当がある場合、別途提出していただく書類がございますので担当課へご相談ください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 8 災害援護資金貸付金をご利用の方または連帯保証人の方が亡くなられたとき</b> 相続手続きが必要となります。 担当課までご相談ください。</p>	<p>総合福祉センター (i プラザ) 社会福祉課 ☎0223-35-7751</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>1 9 市・県民税について</b> 市・県民税については、相続人の方に納付していただくこととなります。 詳しくは、担当課までご相談ください。</p>	<p>市役所 2 階 市民・税務課 ☎0223-23-0291</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 0 軽自動車税について</b> 軽自動車税については、相続人の方に納付していただくこととなります。 また、名義変更または廃車の手続きが必要です。</p> <p>① 原付バイク（1 2 5 cc以下） 小型特殊自動車（農耕用等）</p> <p>② 1 2 6 cc以上のバイク (東北運輸局宮城運輸支局)</p> <p>③ 三輪・四輪の軽自動車 (宮城県軽自動車検査協会)</p>	<p>東北運輸局 宮城陸輸支局 ☎050-5540-2011</p> <p>宮城県 軽自動車検査協会 ☎050-3816-1830</p>

チェック欄	手続き内容	相談窓口
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 1 国民健康保険税について</b></p> <p>国民健康保険税の税額が変更になることがあります。新しく世帯主となった方など宛に翌月以降、変更の通知を送付します。また、新たに国民健康保険加入者の世帯主となられた方については、翌月以降、納税通知を送付いたします。</p>	<p>市役所 2 階 市民・税務課 ☎0223-23-0291</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 2 後期高齢者医療保険料について</b></p> <p>保険料の精算が生じる場合がありますので、担当課までご相談ください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 3 介護保険料について</b></p> <p>保険料の精算が生じる場合がありますので、担当課までご相談ください。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 4 固定資産税について</b></p> <p>固定資産税については、相続人の方に納付していただくことになります。</p> <p>また、土地及び家屋の名義変更の手続きは下記のとおりとなります。</p> <p>【土地または登記してある家屋の場合】</p> <p>仙台法務局名取出張所で相続登記の手続きをお願いします。詳しくは仙台法務局名取出張所にご相談ください。</p> <p>【登記していない家屋の場合】</p> <p>市民・税務課固定資産税係までご相談ください。</p>	<p>仙台法務局 名取出張所 ☎022-382-3694</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 5 森林の土地を相続したとき</b></p> <p>相続により、森林の土地を取得した場合は、所有者となった日から90日以内に産業振興課へ届出が必要となります。詳しくは担当課までご相談ください。</p>	<p>市役所 3 階 産業振興課 ☎0223-23-0537</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>2 6 農地を相続したとき</b></p> <p>相続により農地の権利（所有権や賃借権等）を取得された方は、届出が必要となります。詳しくは担当課までご相談ください。</p>	<p>市役所 3 階 農業委員会事務局 ☎0223-23-0712</p>

チェック欄	手続き内容	相談窓口
<input type="checkbox"/>	<p><b>27 公共物使用許可を受けていた方について</b>  地位承継届、または、使用終了届の提出が必要になります。  詳しくは、担当課までご相談下さい。</p>	市役所 4 階 土木課 ☎0223-23-0604
<input type="checkbox"/>	<p><b>28 犬の飼い主が亡くなったとき</b>  登録事項の変更届の届出をお願いします。  詳しくは担当課までご相談ください。</p>	市役所 3 階 環境課 ☎0223-23-0584
<input type="checkbox"/>	<p><b>29 不要となる物の処分について</b>  亡くなった方の不要となる物が多い場合は、岩沼東部環境センターへ自己搬入ができます。  また、代行運搬も可能となっております。  《自己搬入する場合》  【受付】月曜日～土曜日（祝日も搬入可能）  午前9時～11時30分  午後1時～4時  【手数料】50kgごとに500円  《代行運搬を依頼する場合》  代行運搬受付センターで予約申し込みをお願いします。  【電話番号】0223-35-3020  【手数料】50kgごとに1000円  ※ 一度に受け付けられる数は5個までです。</p>	市役所 3 階 環境課 ☎0223-23-0584
<input type="checkbox"/>	<p><b>30 上下水道の名義変更、閉栓届について</b>  電話でお手続きができますので、担当課までご相談ください。</p>	市役所 4 階 上下水道経営課 ☎0223-23-0846
<input type="checkbox"/>	<p><b>31 市営住宅（復興公営住宅含む）・県営住宅に入居の方が亡くなったとき</b>  住宅の明け渡し、名義変更等の手続きが必要となりますので、担当課までご相談ください。</p>	宮城県 住宅供給公社 ☎022-224-0014